

※ _____(下線)が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針（更新）

令和2年4月9日

一部改正 令和2年4月22日

一部改正 令和2年5月22日

一部改正 令和2年6月2日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

5月21日に政府は、緊急事態措置を実施すべき区域をこれまでの8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）から5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に変更し、さらに5月25日には、これらの区域も含め全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないと判断し、緊急事態解除宣言を行いました。

これを受け5月26日に福井県は、6月1日以降の福井県の対応方針を発表しました。

これらのことを踏まえ、本学においては感染症対策に万全を期すため、次のことに留意し行動してください。

1. 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件(3密)が重なることを徹底的に回避するよう心がけて行動する。
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話や発声をする密接場面

2. 具体策

(1) 勤務上の注意点

- 学生の課外活動については、原則として活動を自粛とし、遠征、大会参加、合宿、飲食を伴う会合(コンパ等)、本学施設等を利用した活動などは禁止しているため、顧問教員等は留意する。
- 発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、別添「職員が新型コロナウイルスに罹患した場合等の対応」に従い、適切に対応する。
- 関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を活用し、極力控える。
なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び会議を開催する場合は、マスクの

着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。

- 世界各国及び日本国内において感染者数や死者数が増加していることから出張等は自粛する。特に海外への渡航については、危険情報レベルに関わらず禁止する。やむを得ず、海外から帰国したとき及び首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、北海道、及び感染状況が悪化した地域(本学では、6月18日(木)までの間は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び福岡県の6都道県を対象地域として取扱う。以下同じ。)から福井県に移動した場合は、移動後2週間は体調管理を行う。

体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。

- 生協食堂での昼食については、体調が悪い場合は入店を控え、アルコール消毒や手洗いをし、食堂内での会話を控える、飲食後は速やかに退店する等、生協の指示に従う。また、研究室等で弁当を食すなど、食事場所の分散に協力する。
- 部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

- 換気が悪く人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- 石鹸・アルコール消毒による手洗い・咳エチケットを励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
- 人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクの装着を励行する。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 一堂に会して飲食を行う長時間の会食等は、当分の間、自粛する。
- 首都圏、北海道及び感染状況が悪化した地域への不要不急の往来は自粛する。
- 毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で保管し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。
- 万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去(特に直近14日間)の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】

総務課総務担当

TEL : 0776-27-8936

E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp